

二級河川河津川における 河津桜維持管理指針

平成20年11月

河津町
下田土木事務所

はじめに

河津川は河津町市街地の中心部を流れる二級河川であり、堤防の「河津桜」並木は、周辺の温泉郷とともに、河津町の観光シンボルとして、全国的に有名であるとともに、地域住民の憩いの場として親しまれている。しかしながら、堤防に植栽されている桜のほとんどが、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（平成10年6月19日付け建設省河治発第44号建設省河川局治水課長通達。以下「植樹基準」という。）」を満たしておらず、治水上等の課題となっている。

そのため、河川管理者（静岡県下田土木事務所）及び関係機関等（河津町、観光協会、商工会）は、河津川の治水機能を確保した上で、自然環境に配慮し、桜堤の保全とさらなる地域振興に向け、河津川河津桜のあり方を検討するために「河津桜対策検討委員会」を設置し、計4回にわたり、河津川における河津桜に関する議論を重ね、ここに本指針を取りまとめたところである。

本指針は、河津川における河津桜の課題解決に向けた羅針盤であり、継続的なフォローアップを行うことで、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら川づくりを目指していくものである。

目次

第1章	河津川河津桜の現状と課題	1
-----	--------------	---

第2章	目標設定	4
-----	------	---

第3章	指針	5
-----	----	---

(参考資料)

河川区域内における植樹に関する規則について	7
-----------------------	---

関係法令一覧	8
--------	---

第1章 河津川河津桜の現状と課題

河津川における河津桜の植樹状況は、下表等（表-1：河津桜の植樹状況一覧表、図-1：河津川における河津桜植樹状況）に示すとおり、941本のうち、679本（約72%）が川表（堤防を境にして川側）に植樹されている。

植樹基準を満たさない堤防への植樹は、堤防の弱体化を招き、破堤・越水の原因となることがあり、堤防の安全性を損なう恐れがある。（図-2：植樹基準を満たしていない桜が堤防に与える影響）

表-1：河津桜の植樹状況一覧表（平成20年2月時点）

右岸			左岸		
区域	川表	川裏	区域	川表	川裏
浜橋～館橋	0	38	浜橋～館橋	40	68
館橋～荒倉橋	5	13	館橋～荒倉橋	20	10
荒倉橋～来宮橋	9	0	荒倉橋～来宮橋	73	19
来宮橋～豊泉橋	54	14	来宮橋～豊泉橋	58	18
豊泉橋～温泉会館	79	28	豊泉橋～沢田小橋	98	9
温泉会館～峰小橋	100	29	沢田小橋～峰小橋	46	4
峰小橋～峰橋	31	0	峰小橋～大堰水門	66	12
合計	278	122	合計	401	140

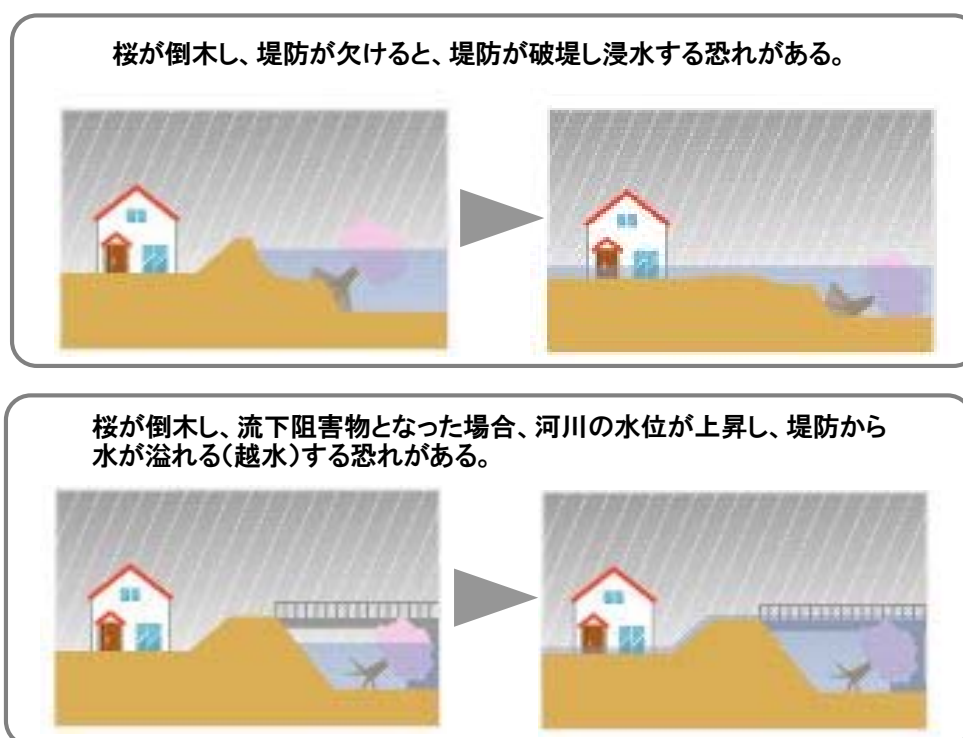
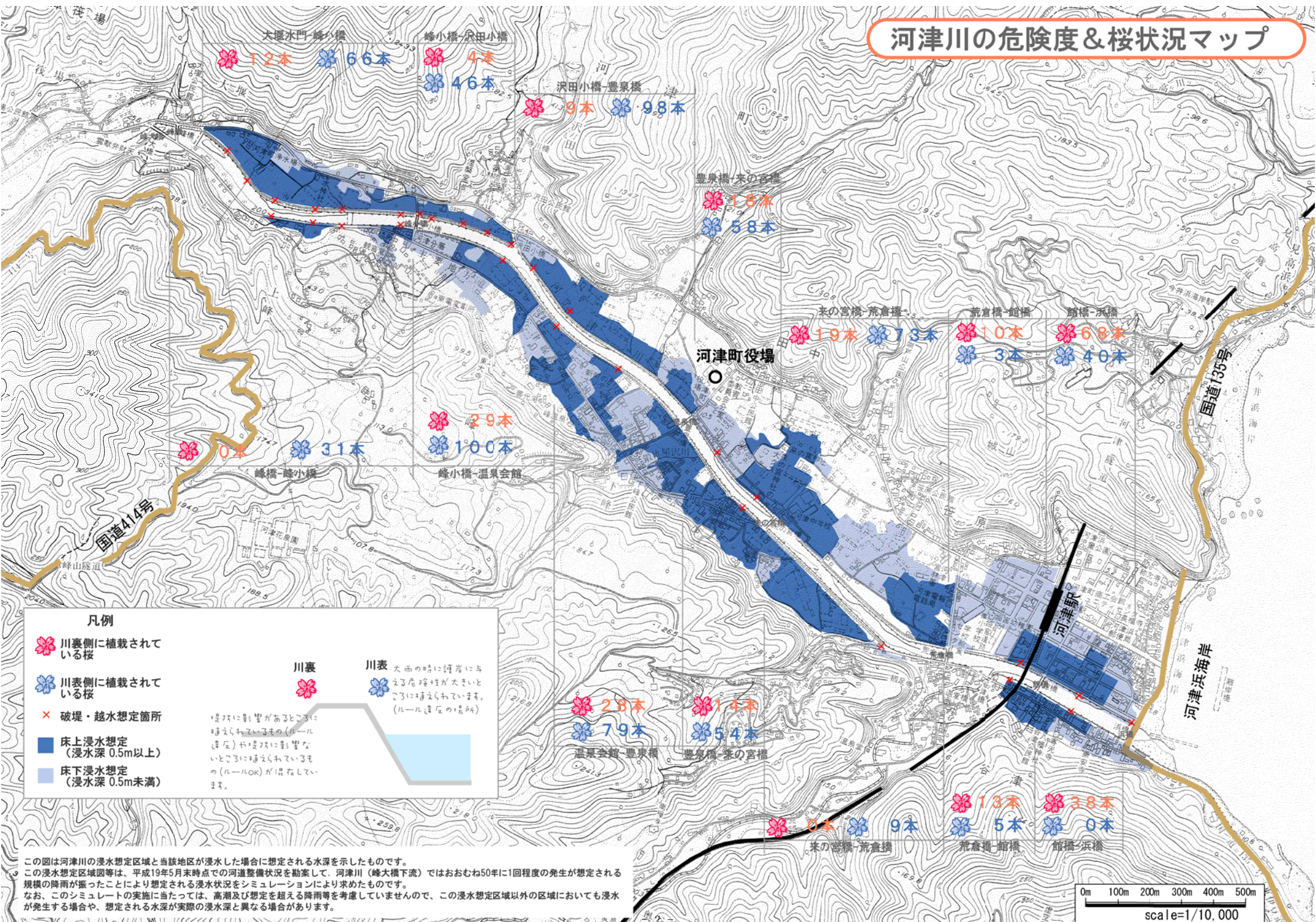


図-2：植樹基準を満たしていない桜が堤防に与える影響

河津川の危険度&桜状況マップ



凡例

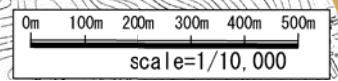
- 川裏側に植栽されている桜
- 川表側に植栽されている桜
- 破堤・越水想定箇所
- 床上浸水想定 (浸水深 0.5m以上)
- 床下浸水想定 (浸水深 0.5m未満)

川裏

川表 大雨の時に護岸に与える危険性が高いとここに植栽されています。(ルール違反の場所)

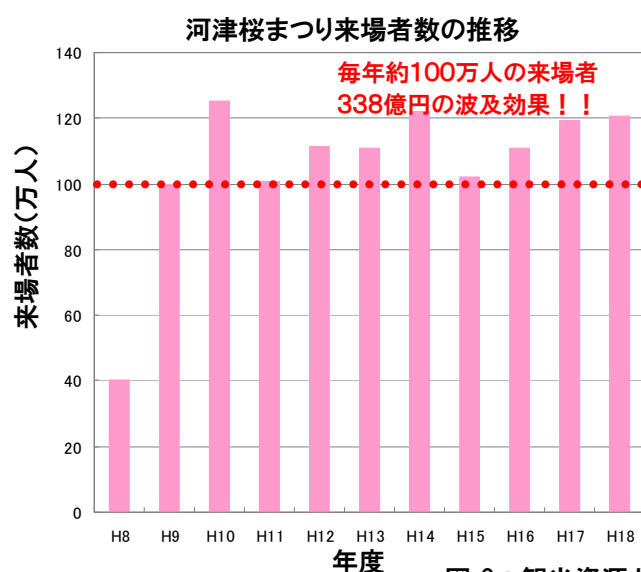
堤防に影響があるところに植栽されているもの(ルール違反)や堤防に影響ないところに植栽されているもの(ルールOK)が混在しています。

この図は河津川の浸水想定区域と当該地区が浸水した場合に想定される水深を示したものです。
 この浸水想定区域等は、平成19年5月末時点での河道整備状況を勘案して、河津川(峰大橋下流)ではおおむね50年に1回程度の発生が想定される規模の降雨が振ったことにより想定される浸水状況をシミュレーションにより求めたものです。
 なお、このシミュレーションの実施に当たっては、高潮及び想定を超える降雨等を考慮していませんので、この浸水想定区域以外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。



植樹基準では、「治水上等の支障となる場合は、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐採することを基本とする」としており、支障があるものについては、伐採・移植等を行い治水の安全性向上に努める必要がある。

また、河津川の河津桜は、例年2月中旬から約1ヶ月間「河津桜まつり」が開催され、河津町、商工会、観光協会、地元住民等が協力して運営に力を尽くしている。河津桜まつりのメインである河津川堤防沿いには、地場産品等を販売する出店が軒を連ね、連日全国から訪れる観光客でにぎわう。川の流れと堤防沿いの桜が織り成す美しい風景は、河津町が全国に誇る観光資源であり、伊豆半島全体に多大な経済効果をもたらしている。



多くの観光客でにぎわう河津川沿いの河津桜まつり

図-2：観光資源としての河津桜

これらの桜の多くは、昭和50年に河津桜が河津町の木に指定されたことをきっかけに、観光協会や商工会が中心となり、河津川沿いに植樹されたもので、地域の人々の努力により、年間100万人規模の知名度のある観光資源となった。河津川の河津桜並木沿いの花壇には、地元ボランティアにより菜の花が植えられ、河津桜の濃いピンク色と菜の花の黄色の二色の彩りが春の情景を創り出している。河津桜まつり前には、地元小中学生による堤防の清掃活動や地域住民による草刈等が行われ、河津桜まつり期間中には出店や夜間ライトアップが行われる等、河津桜を中心としたまちづくりが行われている。

本指針では、治水の安全性向上と観光・地域振興、さらに地域のまちづくりとが調和のとれた今後の桜の維持管理の方針を明確にするものとする。

第2章 目標設定

今後の河津川における河津桜のあり方として、以下のように 目標を定める。

- 河津川沿いの河津桜が植樹基準を満たす、安全で安心な川づくり
- 河津桜を軸とする、親水空間づくり
- 河津桜を軸とする、地域振興や地域の活性化

【解説】

将来的には川沿いにある河津桜が植樹基準を満たす、安全で安心な川づくりを目指し、継続的に堤防や桜の維持管理を推進しつつ、治水上支障となる桜は、伐採もしくは移植し治水機能を確保する。

また、河津町のシンボルである河津桜を軸とする親水空間の創出や地域の活性化については、行政等の関係機関と地域との連携が不可欠であるため、河津町が中心となり長期的かつ継続的な行動を行っていくよう努める。

第3章 指針

管理主体

河津川河津桜の管理主体は、河津町とする。(以下「桜管理者」という。)

【解説】

継続的な維持管理を行っていくためには、管理主体を明確にする必要がある。川沿いに植樹する場合、植樹及び維持管理の実施主体は原則として地方公共団体としていることから、地元住民、商工会、観光協会、河津町などが関っている中で、地方公共団体である河津町を管理主体とする。

適用範囲

本指針は、河津川河口より約 4.0k 地点（浜橋から峰橋）までとする。

【解説】

当該区間は、堤防道路（河川管理道）が歩道（町道）として占用されており、「トリムコース」遊歩道として地域の人々が利用しているとともに、河津桜まつりでは河津桜並木の散策路として、多くの人々で賑わう区間である。

また、当該区間は河津川全体計画の対象区間で、河津川水系において流域内資産・人口が集中していることや、河道形状が部分的に築堤であることから、適切な管理により安全・安心な川づくりを目指していく区間として位置づける。

維持管理

維持管理の方法については、以下のように定める。

<状況の把握>

- 河津川沿いにある河津桜の把握
- 堤防及び桜の健康診断

<日常的作業>

- 日常的な巡視や点検
- 除草・清掃、剪定や害虫対策など河津桜の良好な生育環境の維持

<情報共有>

- 地域への啓発活動
- 組織づくり

【解説】

〈状況の把握〉

○河津川沿いにある河津桜の把握

桜管理者である河津町を中心とし、河津川沿いの桜の植樹位置を確認し、植樹マップなどを作成し、植樹状態の把握に努める。異常気象時の前後についても巡視などによる点検を行い、適切な対応を速やかに行えるよう努める。

○堤防及び桜の健康診断

桜管理者を中心に、河津桜の定期的な健康診断を行い、河津桜や堤防の健全性を把握する。異常が発見された場合には、桜の専門家等の意見を参考に、適切な対応を行う。

また、堤防の治水上支障となる桜が確認された場合は、河川管理者と調整し、伐木などの対応を桜管理者が行う。

〈日常的作業〉

○日常的な巡視や点検

迅速で適切な対応を行うため、堤防や桜の状態について、日常的に点検を行う。

○除草・清掃、剪定や害虫対策など河津桜の良好な生育環境の維持

堤防の除草や清掃を行い、桜堤の良好な環境を保全するとともに、満開の河津桜に至る準備として、剪定や害虫対策など桜の日常的な保育に努める。

〈情報共有〉

○地域への啓発活動

以下の事項について、桜管理者は、地域への啓発活動に努める

- ・川沿いに植樹をするには、許可が必要で、植樹場所などについて基準があること
- ・植樹基準を満たさない植樹は、堤防の安定性を損なう恐れがあること
- ・河津川に植樹されている多くの樹木（桜等）が、治水上の危険性を有していること
- ・樹木（桜等）による治水上の危険を軽減するためには、適切な維持管理が必要であること
- ・適切な維持管理には、地域と関係機関との連携が必要であること

○組織づくり（関係機関、地域住民との連携）

住民参加による維持管理を推進するためには、河津川に関する情報を地元住民等と幅広く共有し、防災、河川利用に関する安全、環境等について啓発を図るとともに、関係機関（自治体、観光協会、商工会、水防機関等）や地域住民が連携した組織づくりに努める。

河川区域内における植樹に関する規則

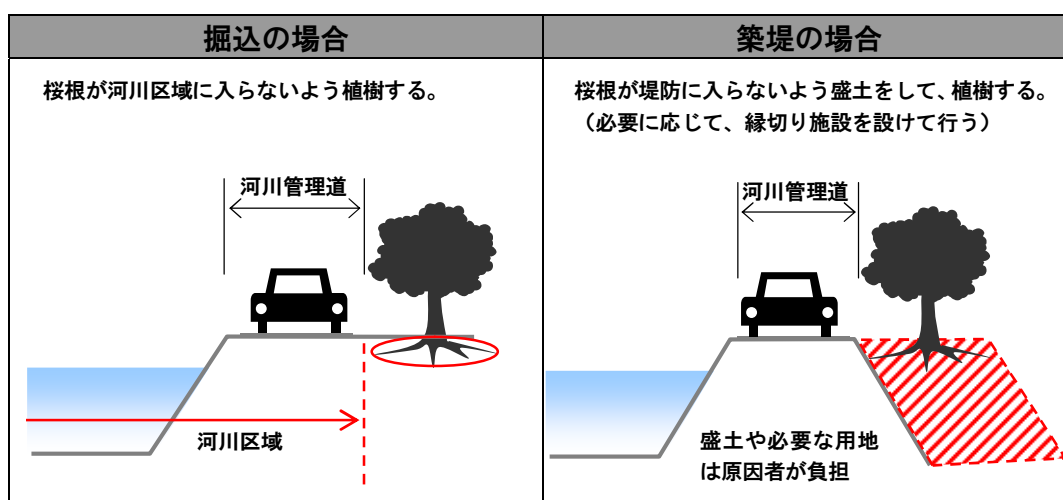
河川区域内において植樹する場合、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 27 条第 1 項（土地の掘削等の許可）及び同法第 24 条（土地の占用の許可）の規定、「河川敷地占用許可準則」（平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達。以下「準則」という。）が適用される。この準則では、河川空間を活用したまちづくりや地域づくりを推進する動きが全国各地で高まっていること及び地方分権の流れを背景に、河川管理においても、治水安全性のみならず景観や自然環境と調和したまちづくりの観点を反映させるため、地域に密着した河川敷地の利用について地元市町の主体性が尊重されるようになっており、河津川の桜並木に関しても、河津町の主体的な判断が重要となる。

河川法第 24 条に基づく河川敷地の占用許可は、河川敷地占用許可準則（平成 11 年 8 月 5 日建設省河政発第 67 号建設事務次官通達平成 17 年 3 月 28 日国河政第 139 号国土交通事務次官通達にて一部改正）の基準に従って河川管理者が審査し、許可を行う。

占用の許可を受ける者は、原則として地方公共団体等公共性又は公益性を有する者とする。

また、植樹場所・方法に関しては「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」（平成 10 年 6 月 19 日建設省河治発第 44 号）に基づき審査し、許可を行う。この基準の中でも植樹の実施主体は、「原則として地方公共団体又はこれに準ずる団体（以下「地方公共団体等」という。）とし、当該地方公共団体等に維持管理されるものとする。民間団体等については植樹した樹木が地方公共団体等に引き継がれること等によりその維持管理が確実にされるものに限り認めること。」とされている。

河川区域内における樹木の植樹基準（高木の場合）



※植樹の基準は樹種により異なるため、事前に河川管理者と協議をすること。

【関係法令】

<法令・規則・基準>

- 河川法(昭和39年7月10日法律第167号)
- 河川法施行令(昭和40年2月11日政令第14号)
- 河川法施行規則(昭和40年3月13日建設省令第7号)
- 河川法施行細則(昭和40年3月31日長野県規則第24号)
- 河川敷地の占用許可について(平成11年8月5日建設事務次官通達)(河川敷地占用許可準則)
- 河川敷地の占用許可について(平成11年8月5日建設省河政発第68号建設省河川局長通達)
- 河川管理施設等構造令(昭和51年7月20日政令第199号)
- 河川管理施設等構造令施行規則(昭和51年10月1日建設省令第13号)
- 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について(昭和52年2月1日建設省河政発第5号、河治発第6号建設省河川局水政課長・治水課長通達)
- 工作物設置許可基準について(平成6年9月22日建設省河治発第72号建設省河川局治水課長通達)
(工作物設置許可基準)
- 建設省河川砂防技術基準(案)(昭和60年)

<通達・通知・事務連絡・手引き等>

- 堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について(平成6年5月31日建設省河治発第40号建設省河川局治水課長通達)(2Hルール)
- 堤防余盛基準について(昭和44年1月17日建設省河治発第3号建設省河川局治水課長通達)
- 兼用道路、橋等の取扱について(平成9年3月31日建設省河川局治水課流域治水調整官事務連絡)
- 河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱について(昭和50年11月19日建設省河治発第98号)
- 橋梁部における河川管理用通路の取扱について(平成8年12月12日建設省河川局治水課流域治水調整官事務連絡)
- 公園、緑地、運動場等を目的とする河川敷地の占用の許可に際し治水上配慮すべき事項について(昭和63年4月26日建設省河川局治水課流域治水調整官事務連絡)
- 河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について(平成10年6月19日建設省河治発第44号建設省河川局治水課長通達)
- 河川における樹木管理の手引き(河川区域内における樹木の伐採・植樹基準の解説):財団法人リバーフロントセンター